



宇治田原町の  
地域創生を  
応援してください

# 企業版 ふるさと納税

損金算入 約3割	①法人住民税+②法人税 税額控除 4割	③法人事業税 税額控除 2割	企業負担 約1割
-------------	------------------------	-------------------	-------------



## ■ 概要

企業の皆さまが、宇治田原町の地域創生の取組に対して寄附をされた場合に、税制上の優遇が受けられる制度です。

## ■ 要件

- 対象となる寄附は、10万円以上です。  
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。  
×有利な利率で貸付を受ける。
- 寄附できる企業様は、宇治田原町外に本社（地方税法における「主たる事務所等」）がある企業様です。
- 寄附の代償として、入札や許認可で便宜を図るなど、町から企業様への利益供与は禁止されています。

## 実質的な企業負担は 約1割

例えば100万円寄附すると、最大約90万円の法人関係税が軽減され、実質的な企業負担は10万円になります。

- ① **法人住民税**  
寄附額の4割を税額控除。  
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② **法人税**  
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。  
(法人税額の5%が上限)
- ③ **法人事業税**  
寄附額の2割を税額控除。  
(法人事業税額の20%が上限)



お問合せ

宇治田原町役場 〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口18-1  
まちづくり推進課 TEL0774-88-6616 / 企画財政課 TEL0774-88-6632

【KYOTO のまち】宇治田原町